

○二本松市開発登録簿閲覧規則

平成 27 年 3 月 25 日規則第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 38 条第 2 項の規定に基づき、二本松市開発登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）における開発登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所の場所)

第 2 条 閲覧所は、二本松市建設部都市計画課に置く。

(閲覧時間等)

第 3 条 登録簿の閲覧時間は、午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。

2 閲覧に供しない日は、二本松市の休日を定める条例（平成 17 年条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、閲覧時間及び閲覧に供しない日を変更することができる。

(閲覧料)

第 4 条 登録簿の閲覧は、無料とする。

(閲覧の手続)

第 5 条 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備えてある開発登録簿閲覧者名簿（第 1 号様式）に所定の事項を記入し、閲覧所の職員に提示しなければならない。

(遵守事項)

第 6 条 登録簿を閲覧する者は、閲覧所の職員の指示に従うとともに、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 登録簿を閲覧所の外に持ち出さないこと。

(2) 登録簿を破損し、若しくは汚損し、又はこれに加筆等の行為をしないこと。

(閲覧の禁止等)

第 7 条 市長は、この規則に違反する者又は閲覧所の職員の指示に従わない者に対して、登録簿の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

